

元高土政第150号
令和元年5月31日

各部局長
議会事務局長
公営企業局長
教育長
警察本部長
監査委員事務局長

} 様

副 知 事

建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の一部改正について（通知）

このことについて、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。
改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

- （1）低入札価格調査制度を適用する基準となる価格（調査基準価格）の設定範囲を改めました。
（第3の1関係）
- （2）各様式の見出し表記を改めました。

2 施行日

この改正は、令和元年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う入札から適用します。

建設工事低入札価格調査制度事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 調査基準価格及び失格基準</p> <p>1 調査基準価格</p> <p>低入札価格調査制度を適用する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の設計金額に係る算定式によるものとする。ただし、その額が予定価格に<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額を超える場合は<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額とし、予定価格に<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額に満たない場合は<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額とする（当該合計額に万円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とすることを原則とし、予定価格の<u>10分の7.5</u>に満たない場合は切り上げる。）。</p> <p>なお、調査基準価格は予定価格調書に明記し、調査基準価格の公表その他の取扱いは最低制限価格に準ずるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4～第11 (略)</p> <p>第12 その他</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 施行時期</p> <p>この要領は、平成19年6月20日以降公告が行われる一般競争入札から適用する。 この要領は、平成20年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。 この要領は、平成20年10月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。 この要領は、平成21年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。 この要領は、平成21年5月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。</p>	<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 調査基準価格及び失格基準</p> <p>1 調査基準価格</p> <p>低入札価格調査制度を適用する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の設計金額に係る算定式によるものとする。ただし、その額が予定価格に<u>10分の9</u>を乗じて得た額を超える場合は<u>10分の9</u>を乗じて得た額とし、予定価格に<u>10分の7</u>を乗じて得た額に満たない場合は<u>10分の7</u>を乗じて得た額とする（当該合計額に万円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とすることを原則とし、予定価格の<u>10分の7</u>に満たない場合は切り上げる。）。</p> <p>なお、調査基準価格は予定価格調書に明記し、調査基準価格の公表その他の取扱いは最低制限価格に準ずるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4～第11 (略)</p> <p>第12 その他</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 施行時期</p> <p>この要領は、平成19年6月20日以降公告が行われる一般競争入札から適用する。 この要領は、平成20年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。 この要領は、平成20年10月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。 この要領は、平成21年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。 この要領は、平成21年5月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。</p>

新	旧
<p>この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、様式16の改正については契約締結日が平成23年4月1日以後である契約から適用し、その他の改正については同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成23年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成25年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成25年6月14日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成29年4月1日から施行する。なお、第3については、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p><u>この要領は、令和元年6月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</u></p>	<p>この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、様式16の改正については契約締結日が平成23年4月1日以後である契約から適用し、その他の改正については同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成23年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成25年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成25年6月14日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成29年4月1日から施行する。なお、第3については、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p> <p>この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p>

建設工事低入札価格調査制度事務処理要領

第1 低入札価格調査制度の趣旨

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき行う調査基準価格(第3を参照。)を下回る価格の入札で請負契約が締結された建設工事(以下「低入札工事」という。)を、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨に沿った品質とすることを目的として、本制度を運用する。

各部局は、本制度運用のため低入札価格調査制度審査会(以下「審査会」という。)を設け、落札者の決定等の必要な処理をしなければならない。

ただし、建設工事の発注事業を主管業務とする課室のない部局にあつては、土木部長との協議により、審査会の処理(低入札価格調査及び下請代金支払状況等実態調査を含む。)を土木部に委任することができる。土木部への委任を希望する課室にあつては、事前に土木部土木政策課(契約担当)に相談するとともに、別紙を提出しなければならない。

第2 適用基準

総合評価方式一般競争入札による建設工事は、地方自治法施行令第167条の10の2第2項に基づき低入札価格調査制度による入札(以下「低入札」という。)とする。

ただし、総合評価方式によらない建設工事の一般競争入札であっても、請負対象金額(消費税及び地方消費税込)1億円以上の建設工事では低入札とする。

低入札において、調査基準価格を下回る額の入札をした者(以下「低入札者」という。)を低入札価格調査制度の対象として扱う。

第3 調査基準価格及び失格基準

1 調査基準価格

低入札価格調査制度を適用する基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の設計金額に係る算定式によるものとする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額とする(当該合計額に万円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とすることを原則とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合は切り上げる。)

なお、調査基準価格は予定価格調書に明記し、調査基準価格の公表その他の取扱いは最低制限価格に準ずるものとする。

(1) (2)以外の工事の場合

$$\text{調査基準価格} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55$$

(2) 建築工事(国土交通大臣が定める公共建築工事積算基準により積算した工事をいう。)の場合

$$\text{調査基準価格} = \text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55$$

2 失格基準

入札時にすべての低入札者から徴取した工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等のいずれかが次の各号に掲げる基準（以下「失格基準」という。）に該当した場合、当該低入札者は失格とする。

なお、失格基準相当額を算定する場合においては、端数処理は行わず、円単位で単純に比較するものとする。また、失格基準相当額は、入札後公表する設計金額内訳書から算定できることから、入札時の公表は行わないものとする。

- (1) 工事費内訳書の直接工事費が当該入札案件の設計書における直接工事費の85%未満であること。
- (2) 工事費内訳書の共通仮設費が当該入札案件の設計書における共通仮設費の80%未満であること。
- (3) 工事費内訳書の現場管理費が当該入札案件の設計書における現場管理費の90%未満であること。
- (4) 工事費内訳書の一般管理費等が当該入札案件の設計書における一般管理費等の55%未満であること。

3 調査基準価格及び失格基準相当額算定の特例

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事にあつては、調査基準価格及び失格基準相当額の算定を次のとおり行う。

なお、一般競争入札公告における失格基準の記載においては、次の各号の区分により失格該当の有無を判断する旨を明記するものとする。

- (1) 直接工事費
直接製作費及び直接工事費の合計額であり、調査基準価格は各々に基準比率を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は各々に基準比率を乗じて得た額で比較する。
- (2) 共通仮設費
間接労務費及び共通仮設費の合計額であり、調査基準価格は各々に基準比率を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は各々に基準比率を乗じて得た額で比較する。
- (3) 現場管理費
工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額であり、調査基準価格は各々に基準比率を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は各々に基準比率を乗じて得た額で比較する。
- (4) 一般管理費
工場製作及び工事現場の区分はなく、工事全体としての一般管理費が算定されるものであること。

第4 施工体制評価

1 評価区分

低入札者があった入札においては、入札参加者全員（入札参加申請時に第6の低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を辞退しており、低入札者となったため失格となった者及び失格基準該当の有無の調査（以下「失格調査」という。）において失格となった者は除く。）に

に関して、当該入札価格水準に応じた工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

(1) 品質確保の実効性

当該入札価格における積算内容で適正な施工が実現されるか、積算根拠に資材発注業者、下請業者等の見積価格が適正に反映されているかを評価する。

評価対象経費は、直接工事費及び共通仮設費とする。

(2) 施工体制確保の確実性

当該入札価格における積算内容で、工事現場就労者、資材発注業者及び下請業者等にしわ寄せが及ぶことのない施工体制がどの程度確保できるかを評価する。

評価対象経費は、現場管理費及び一般管理費等とする。

2 施工体制評価基準

品質確保の実効性の評価基準は別記1、施工体制確保の確実性の評価基準は別記2のとおりとし、減点指数の合計により、次のとおり「良」、「可」、「不可」の評価を決定する。

減点指数の合計が0のもの	「良」
減点指数の合計が6未満のもの	「可」
減点指数の合計が6以上のもの	「不可」

評価基準中の「標準積算基準」とは、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準をいい、経費項目の区分の適否は標準積算基準により評価する。

3 施工体制評価点

施工体制評価点は、第6の4の審査会事務局が第6の2の調査を行ったうえで案を作成し、審査会が決定する。

(1) 低入札者

低入札者の評価にあたっては、第6の2により提出された資料に基づき次のとおり配点する。

①総合評価方式一般競争入札

施工計画型における品質確保の実効性	「良」 12.5点	「可」 5点	「不可」 0点
〃 施工体制確保の確実性	「良」 12.5点	「可」 5点	「不可」 0点
企業評価型における品質確保の実効性	「良」 5点	「可」 2点	「不可」 0点
〃 施工体制確保の確実性	「良」 5点	「可」 2点	「不可」 0点

いずれも、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価が「良」（満点）の場合に、技術評価点の満点相当を施工体制評価点として配点する。品質確保の実効性、施工体制確保の確実性の「良」の評価点は、各々技術評価点の満点相当の2分の1となること。

技術提案型又は高度技術提案型の総合評価方式にあつては、各々の技術評価点の満点相当を品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価が「良」（満点）の場合の配点とし、品質確保の実効性、施工体制確保の確実性の「良」の評価点は、各々技術評価点の満点相当の2分の1とする。また、「可」は「良」の10分の4の配点とし、「不可」は0点とする。

②総合評価方式以外の低入札価格調査制度を適用した一般競争入札

施工計画型総合評価方式の配点を適用する。

(2) 低入札者以外の入札参加者

第6の2の資料の提出は求めず、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価は「良」（満点）として配点する。

4 評価の方法

(1) 総合評価方式一般競争入札における評価

施工体制確認型総合評価方式として、次のとおり施工体制評価を加算点に反映させ、技術評価点を決定する。

①施工体制評価の加算点への反映（小数点第5位以下切捨）

開札時の加算点（仮）×（施工体制評価合計点÷施工体制評価点の満点）

②施工体制確認型総合評価方式における技術評価点の算定

標準点+開札時の加算点（仮）×（施工体制評価合計点÷施工体制評価点の満点）
+施工体制評価合計点

(2) 総合評価方式以外の一般競争入札における評価

施工体制評価の結果を、第6の4の審査に反映させる。

第5 低入札価格調査制度における入札

低入札者がある入札においては、入札結果を保留とし、入札時にあらかじめ提出されている工事費内訳書により、失格調査、失格基準に該当しない低入札者に対する調査（以下「低入札調査」という。）及び第4の施工体制評価（以下「施工体制評価」という。）を行う。

第6の4の審査において契約締結が可とされた者のうち、最低の価格の入札を行った（総合評価方式一般競争入札においては、評価値が最も高い）者を、事後審査方式による案件においては落札候補者として選定し、事前審査方式による案件においては落札者として決定する。

1 入札公告時の留意点

次の事項を公告文に明示しなければならない。

(1) 低入札価格調査制度を適用した入札であり、調査基準価格及び失格基準を設けていること、第3の2又は3の失格基準の内容並びに施工体制評価の内容。

(2) 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、一般競争入札参加資格確認申請書において、開札の結果自らが低入札者となった場合は低入札価格調査を受けることをあらかじめ辞退できること。入札参加申請時に低入札価格調査を辞退している入札参加者が、開札の結果低入札者となった場合は、その時点で失格となること。

(3) 電子入札による案件においては、入札参加者は電子入札システムによる入札金額の登録時に電子ファイルによる工事費内訳書の提出が必要であること。工事費内訳書の提出のない低入札者及び落札候補者は失格とすること並びに工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の記載のない低入札者及び落札候補者は工事費内訳書の提出がなかったものとみなすこと。

(4) 電子入札によらない案件においては、入札参加者は入札箱に入札書を投かんする際に、持参した工事費内訳書の提出が必要であること。工事費内訳書の提出のない者は失格とすること並びに工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の記載のない低入札

者及び落札候補者は工事費内訳書の提出がなかったものとみなすこと。

- (5) 工事費内訳書記載の各々の経費が失格基準に該当する低入札者は、失格とすること。
- (6) 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者は、低入札調査に協力するものとし、低入札調査に関係する資料（以下「低入札調査資料」という。）を提出すること。ただし、当該低入札者が低入札調査を辞退することは妨げないこと。
- (7) 落札者は、失格調査、施工体制評価及び低入札調査の結果に基づき決定されるもので、入札書記載金額の最も低い者（総合評価方式にあっては、評価値が最も高い者）が直ちに落札者となるものではないこと。
- (8) 様式16の特記事項の内容

2 電子入札によらない案件における入札開始前の留意点

入札執行者は、入札執行の前に次の事項を説明する。

- (1) 低入札価格調査制度を適用した入札であり、調査基準価格及び失格基準を設けていること並びに低入札者があった場合には施工体制評価を行うこと。
- (2) 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者があった場合には、入札結果を保留すること。
- (3) 入札参加者は、入札箱に入札書を投かんする際に、持参した工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書の提出のない者は、失格となること。
- (4) 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者は、低入札調査に協力すること及び低入札調査資料を提出期限までに提出すること。ただし、当該低入札者が低入札調査を辞退することは妨げないこと。
- (5) 低入札価格調査の結果、失格基準に該当する者又は契約を締結することが適当でないと判断された者は、失格となること。
- (6) 低入札調査の結果は、入札参加者全員に通知すること。

3 電子入札によらない案件における入札終了時の留意点

- (1) 低入札者がいないときで、予定価格の制限の範囲内で入札した者があるとき
入札参加者に次の事項を告げて、その者のうち最低の価格で入札した者（総合評価方式による場合は、評価値の最も高い者）を落札者として決定する。
 - ア 落札者の入札金額及びその者の商号又は名称
 - イ 予定価格及び調査基準価格
- (2) 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者があったとき
入札参加者に次の事項を告げて入札を終了する。
 - ア 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者があったため、入札結果を保留すること。
 - イ 今後、施工体制評価を行い、契約内容に適合した履行がなされるか否か調査したうえで落札決定を行い、入札参加者全員に結果を通知すること。
 - ウ 予定価格、調査基準価格及びすべての低入札者の入札書記載金額並びにその者の商号又は名称
 - エ 工事費内訳書記載の各経費が失格基準を下回る場合には、失格となること。

- (3) 調査基準価格を上回る最低同額の入札を行った者が2者以上あるとき（総合評価方式による場合は、調査基準価格を上回る入札を行った者で評価値が最高かつ同点である者が2者以上あるとき）は、すべての低入札者が低入札価格調査で失格となった場合を想定して、落札者とすべき者をあらかじめくじで決定する。

4 入札終了時の入札結果公表等

- (1) 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者があった場合の当該入札結果公表は、入札結果を保留したまま、直ちに入札記録は公表する。この場合の入札記録には、落札者の表示はせず、すべての低入札者の金額記載欄の右端に「低入札」と記載する。
- (2) 初度入札で、入札参加者全員の入札が予定価格を上回るものと調査基準価格を下回るもののみであった場合には、予定価格及び調査基準価格を公表しないものとする。
- (3) 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退している入札参加者が、開札の結果、低入札者となった場合は、その時点で指名停止を伴わない失格とし、当該失格者には、様式1により通知する。

5 落札者決定時の入札結果公表

- (1) 低入札価格調査の結果、落札者が決定された場合は、4の入札記録の当該落札者欄の「低入札」と記載した下段に「※○/○落札決定」と記載する（「※○/○」には、審査会決定日を記入すること。）。
- (2) 低入札価格調査の結果、失格とされた場合は、4の入札記録における当該失格者欄の「低入札」と記載した下段に「※○/○失格決定・○○入札心得第○条第○項第○号」と記載する（「※○/○」には、審査会決定日を記入すること。）。総合評価方式における入札結果についても、同様とする。
- (3) 落札者決定時の入札記録は、これを入札終了時公表の入札記録と差し替えて公表する。

第6 低入札価格調査

1 失格調査

- (1) 入札実施機関は、入札時に低入札者（入札参加申請時に低入札価格調査を辞退している者は除く。以下同じ。）から提出された工事費内訳書に基づき、開札のあった日から3日（開札日の翌日を第1日として3日目に当たる日。閉庁日を含む。）以内に失格調査を行う。
- (2) 失格調査において、次のいずれかに該当する者は、審査会の審査に付すことなく、指名停止を伴わない失格とし、当該失格者には、様式1により通知する。
- ① 失格基準に該当する者
 - ② 工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総合計額が入札書記載金額と一致しない者
 - ③ 工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの合計額に記載誤りがある者
 - ④ 工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの明示がない者

2 低入札調査

- (1) 土木部土木政策課（契約担当）（以下「土木政策課（契約担当）」という。）以外の入札実施機関は、低入札調査を行うときは、様式2により土木政策課（契約担当）に通知しなければならない。
- (2) 低入札者には、誓約書（様式3）及び調査資料（様式4）を3日以内（閉庁日は含まない。）に提出させることとし、様式5により通知する。この場合において、様式は、高知県ホームページ・土木政策課ページから低入札者がダウンロードするものとする。
- (3) 低入札調査は、部局長の判断により、入札実施機関の実施に代えて4に規定する審査会事務局の単独又は入札実施機関と共同で行うこととして差し支えない。
- (4) 失格基準に該当しない低入札者は、(2)の提出期限までに、辞退書（様式5の2）により低入札調査の辞退を申し出ることができる。
- (5) 失格基準に該当しない低入札者が次のいずれかに該当する場合は、その時点で調査を中止する。この場合においては、低入札調査資料は徴取せず、審査会の審査にも付さないものとし、①に該当するときは、当該低入札者は指名停止を伴わない失格とする。
 - ① (4)の規定により辞退書（様式5の2）を提出し、低入札調査の辞退を申し出た場合
 - ② 当該低入札者の施工体制評価について、施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」にのみ該当するものとして評価した場合において、評価値でその他の低入札者でない者が最高点となることが明らかなき。
- (6) 低入札調査の内容は次のとおりとし、事情聴取を行う（「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱い」（平成21年3月27日付け20高建管第1180号土木部長通知。以下「事務処理要領取扱通知」という。）を参照のこと。）。
 - ① 積算内容（入札時工事費内訳書とは別途徴取する。各経費の項目は、標準積算基準に基づき区分するものであること。）
 - ② 技術者就業状況
 - ③ 工事箇所と事業所、倉庫等との関連
 - ④ 使用する資材の状況
 - ⑤ 使用する機械の状況
 - ⑥ 労務者の状況
 - ⑦ 下請状況（施工時配置技術者確保の状況、法定福利費の確認等）
 - ⑧ 過去に施工した公共工事の状況
 - ⑨ 経営状況（決算状況の確認等）
 - ⑩ 信用状態（建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）
 - ⑪ その他必要な事項
- (7) 調査結果は低入札審査表（様式6）にとりまとめ、審査会の審査に付する。

3 施工体制評価

第4により決定する。（事務処理要領取扱通知を参照のこと。）

4 審査会の審査

- (1) 審査会は、部局ごとに入札実施機関とは別に審査会事務局を設け、審査会事務局がその庶務を担当する。ただし、土木部における審査会事務局は、土木政策課（契約担当）に置く。
- (2) 審査会は、施工体制評価を決定するとともに、低入札調査が2の（5）の規定により中止となったときを除いて、低入札者について契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合には、第7に基づき失格を決定する。
- (3) 施工体制評価及び審査の結果に基づき、失格となった者を除いて入札書記載金額の最も低い者（総合評価方式にあつては、評価値が最も高い者）を、事後審査方式による案件においては落札候補者として選定し、事前審査方式による案件においては落札者として決定する。
- (4) 審査会事務局は、審査の結果について次により通知する。
 - ① 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる者がある場合は、事前審査方式による案件においては落札決定を行い、落札者には様式7により、その他の入札参加者には様式8により通知する。
 - ② 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、失格とする場合は、様式9によりその旨を通知する。

低入札者全員が失格となり、調査基準価格以上、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した者がある場合は、その者のうち最低の価格（総合評価方式による場合は、最高の評価値）で入札した者を事前審査方式による案件においては落札者として決定し、落札者には様式7により、その他の入札参加者には様式8により通知する。
 - ③ 入札参加者全員が低入札者であり、審査の結果、すべてが失格となったときは、当該入札は中止となることから、入札参加者全員に対して様式10によりその旨を通知する。
 - ④ 審査結果の概要は、落札者が決定した後に様式11により閲覧に付して公表する。併せて、審査結果については、各部局の審査会事務局は、様式12により土木政策課（契約担当）に（土木政策課（契約担当）が事務局である場合を除く。以下様式12について同じ。）、様式13により入札実施機関にそれぞれ通知しなければならない。
 - ⑤ 事後審査方式による案件において、①又は②の後段に規定する者がある場合には、各部局の審査会事務局はその審査結果を様式12により土木政策課（契約担当）に、様式13により入札実施機関にそれぞれ通知しなければならない。入札実施機関においては当該者を落札候補者として選定し、入札参加資格及び総合評価方式に係る評価値の確認が得られた場合、落札決定を行う。落札者には様式7により、その他の入札参加者には様式8により通知する。

第7 低入札価格調査制度審査会における審査基準

1 指名停止措置を伴う失格

審査会の審査の結果、（1）から（9）までのいずれかに該当するとされた場合は失格とし、その者を高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号。以下「指名停止措置要綱」という。）の定めるところにより指名停止とする（指名停止措置は、土木部土木政策課（建設業振興担当）が行う。）。

共同企業体による入札参加において、（1）から（9）までのいずれかに該当して失格となったときは、当該共同企業体構成員全員を指名停止措置の対象とする。ただし、当該共同企業体構成員のうち特定の構成員のみが（7）から（9）までのいずれかに該当する場合は、指名停止措

置はその該当する構成員にとどめ、他の構成員の指名停止は行わない。

- (1) 第6の2の(4)の規定による辞退書(様式5の2)の提出がない場合であって、理由なく期日までに低入札調査資料の提出がないとき(誓約書、入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料、積算内訳書、資材納入業者若しくは下請予定業者の見積書等低入札調査資料に添付すべき資料の添付がない場合又は添付すべき資料が不足する場合を含む。)又は事情徴取に応じないとき。
- (2) 低入札調査資料として提出された積算内訳書(以下「積算内訳書」という。)において、資材納入業者又は下請予定業者の見積書等に記載の見積金額未満の額で経費の積算が行われているとき。
- (3) 積算内訳書において、設計図書と異なる仕様で経費が計上されているとき。
- (4) 積算内訳書において、資材納入業者又は下請予定業者の見積書等に記載の仕様とは異なる仕様で経費の積算が行われているとき。
- (5) 積算内訳書において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費若しくは一般管理費の合計若しくはすべての経費の合計が誤っているとき又は入札時提出の工事費内訳書の記載内容と一致しないとき。
- (6) 積算内訳書において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の積算が項目別に行われていないとき。
- (7) 低入札調査中に指名停止措置要綱において指名停止の対象となる事案に該当し、契約を締結することが適当でないと判断される時。
- (8) 低入札者が、当該入札に当たって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を別の建設工事の競争入札の配置予定技術者として届け出て、その工事を落札したとき。
- (9) その他、適正な契約の履行が行われぬおそれがあると認められるとき(低入札調査中に入札参加資格を喪失した場合又は県の契約の相手方とすることが著しく不適当であると判断された場合を含む。)

2 指名停止措置を伴わない失格

審査会の審査の結果、(1)から(4)までのいずれかに該当するとされたときは失格とするが、指名停止措置は行わない。ただし、(1)に該当する場合は、審査会の審査を経ることなく、指名停止措置を伴わない失格とする。

- (1) 入札時に提出することとされている工事費内訳書の提出がないとき(工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の記載のない者は、工事費内訳書の提出がなかったものとみなす。)
- (2) 積算内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の項目及び内容が土木工事標準積算基準又は公共建築工事共通費積算基準の項目及び内容と異なり、補正の結果、直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの額が失格基準に該当するとき。
- (3) 低入札調査中に指名回避措置基準要領(平成17年8月25日付け17高建管第223号)による措置を受けたとき。
- (4) 調査基準価格以上、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した者から、当該入札に当たって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を、別の建設工事の競争入札の配置予定技術者として届け出て、その工事を落札したことの届出書(様式14)が提出されたとき。

3 失格となった場合の通知

1又は2のいずれかに該当し失格となった場合は、審査会事務局（土木部の審査会事務局を除く。）は、直ちに様式15により土木政策課（契約担当）に通知しなければならない。

第8 低入札工事契約書の取扱い

低入札者と契約締結をする場合は、次の各号に掲げる事項を条件とし、建設工事請負契約書（金銭保証用）（以下「契約書」という。）に特記事項（様式16）として添付する。

低入札者との契約において特記事項として取り扱われる条件は、次のとおりである。

- (1) 契約の保証の額は、通常請負代金額の10分の1以上が10分の3以上となること。
- (2) 主任技術者又は監理技術者とは別に、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術者を、専任で1名現場に配置する必要があること。
- (3) 前払金について、通常請負代金額の10分の4以内が請負代金額の10分の2以内となり、中間前金の支払は適用されないこと。（出来高部分払方式（第9参照）を採用する。）
- (4) 瑕疵の修補又は損害賠償の請求ができる時期は、木造の建物等及び設備工事等の場合は、通常1年以内が2年以内となり、コンクリート造等の建物又は土木工作物等の建設工事の場合には、通常2年以内が4年以内となること。
- (5) 契約解除に伴う違約金の額は、通常請負代金額10分の1が10分の3となること。
- (6) 瑕疵担保期間中は、受注者において年1回の現地確認を行い、発注者への報告を義務付けること。

第9 低入札工事における出来高部分払方式

低入札工事における請負代金支払方法は次のとおりとし、中間前払金の支払いは行わない。

- (1) 前払金
受注者の請求による前払金を支払うが、工事請負代金の10分の2とする。
- (2) 部分払金
算定方法は「当該請求にかかる出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額が請負代金額の10分の3以上の額に達した場合に、請負代金相当額の10分の9以内の額の請負代金の支払いを請求できる。」とし、低入札工事以外の取扱いと同様とする。工事出来高が10分の3以上となった時点で、この部分払金の請求を義務づける。
- (3) 出来形部分等の確認
低入札工事受注者は、出来形部分等に相応する請負代金相当額が請負代金額の10分の3以上の額に達したときは、速やかに第1回目の出来形部分等に対する確認を県に請求しなければならない。
- (4) 部分払の請求方法
 - ・ 第1回目の部分払
受注者は、県から出来形部分等について確認の通知があったときは、通知を受けた日から10日以内に第1回目の部分払の請求をしなければならない。
 - ・ 第2回目以降の部分払

受注者は、第1回目の部分払を受けてから2ヶ月ごとの期限内に出来形部分等の確認を県に請求し、部分払を受けなければならない。

したがって、受注者は毎月部分払を受けることも可能であるが、毎月1回を超える請求を行うことはできない。

受注者には毎月漏れなく部分払を受けることを義務づけるものではなく、工種や工区の区切りに応じて受注者が任意に請求することを認める。ただし、最低でも2ヶ月に一度は部分払を受けることを義務づけ、以後、工事完成までこれを繰り返すことで適正な工事施工を確認していく。

第10 低入札工事における工事監督

低入札工事においては、高知県建設工事監督技術基準に定める重点監督として監督を実施する。

施工計画書及び実際の施工が低入札調査時の提出資料等に基づき行われているかを確認することとし、必要に応じて、監督職員又は現場技術員を1名現場に配置し、重点監督業務や施工の実態調査を行う。

工事監督等の結果、調査資料及び事情聴取の内容と施工の実態が異なることが原因で適正な工事施工がされなかった場合は契約違反行為と判断し、高知県建設工事指名停止措置要綱等により指名停止等の措置とする。

第11 工事完成後の措置

1 審査会等への報告

第10後段の「契約違反行為」が行われた場合又は工事の完成に問題があった場合（完成検査不合格となり、補修が指示された場合等）等低入札工事の履行状況に問題があった場合には、審査会に報告しなければならない。

併せて、様式17により土木政策課（契約担当）に通知しなければならない。

2 実態調査の実施

各部局は、その定めるところにより工事完成後、低入札工事受注者の下請業者に対するすべての請負代金額の支払いが完了した後に、下請契約の締結状況や下請代金の支払い状況等に関して下請代金支払状況等実態調査を行わなければならない。

実態調査の結果は審査会及び様式18により土木政策課（契約担当）に報告（調査実施機関が土木政策課（契約担当）である場合を除く。）するとともに、公表しなければならない。

公表は、閲覧の方法によるものとする。

3 受注者による現地確認

低入札工事受注者は、第8の（6）に定める瑕疵担保期間中は年1回の現地確認を行い、その現状を県に報告しなければならない。

第12 その他

1 低入札価格調査制度事務のフローチャート

低入札価格調査制度の取扱い事務の流れを図式化すれば、別記3のとおりである。

2 施工体制確認型総合評価方式の事務処理フローチャート

電子入札案件における施工体制確認型総合評価方式の事務処理の流れ(土木事務所案件の場合)を図式化すれば、別記4のとおりである。

3 施行時期

この要領は、平成19年6月20日以降公告が行われる一般競争入札から適用する。

この要領は、平成20年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。

この要領は、平成20年10月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。

この要領は、平成21年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。

この要領は、平成21年5月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、様式16の改正については契約締結日が平成23年4月1日以後である契約から適用し、その他の改正については同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成23年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成25年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成25年6月14日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。なお、第3については、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、令和元年6月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

別記 1

品質確保の実効性評価基準

減 点 評 価 項 目	減 点 指 数
1 積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6
3 下請等見積書の見積金額未達の積算項目があるもの	6
4 下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの	6
5 設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの	6
6 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
7 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの（項目数を問わず、複数項目でも重複減点はしない。）	4
8 共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの	4
9 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2
10 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2

注1 4及び5の「仕様」とは、設計図書で指定した工法又は製品をいう。

2 4は、下請等見積書ではA製品の見積である一方、B製品を使用した積算になっているような場合に該当する。

3 6は、積算根拠に関して書面上明確ではないが、低入札調査ヒアリングで確認できた場合をいう。たとえば、機材を使用する工事で、機材使用に関する経費の積算が書面上なく、ヒアリング時に減価償却済みの自社保有機材のため未計上であることが確認できたような場合に該当する。ただし、この場合でも、燃料代等の機材の稼動に直接必要な経費は直接工事費に計上されていなければならない。

なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

4 7及び9の「積算項目」とは、土木工事標準積算基準新土木工事積算大系における種別（レベル3）又は公共建築工事積算基準における科目に該当する項目をいい、各々の項目において設計金額と比較の上評価する。

5 8は、設計図書に積上計上された安全費の項目がない場合には、減点対象とはしない。

施工体制確保の確実性評価基準

減 点 評 価 項 目	減 点 指 数
1 積算の現場管理費若しくは一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 現場管理費若しくは一般管理費の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの	6
3 現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
4 現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの	4
5 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。）	4
6 契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず、一般管理費に契約保証費の計上がないもの	2
7 提出資料が不足するもの（下請等見積書の場合は除く。）	2
8 監理技術者又は主任技術者に加えて1名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの	2
9 現場管理費又は一般管理費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2
10 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2

注1 3は、たとえば、警備員の外注で、労務賃以外の必要経費の負担は現場管理費の外注経費に計上すべきところ計上がなく、ヒアリング時に共通仮設費の安全費に計上されていることが確認できたような場合に該当する（この場合には、9にも該当してくることに注意。）。

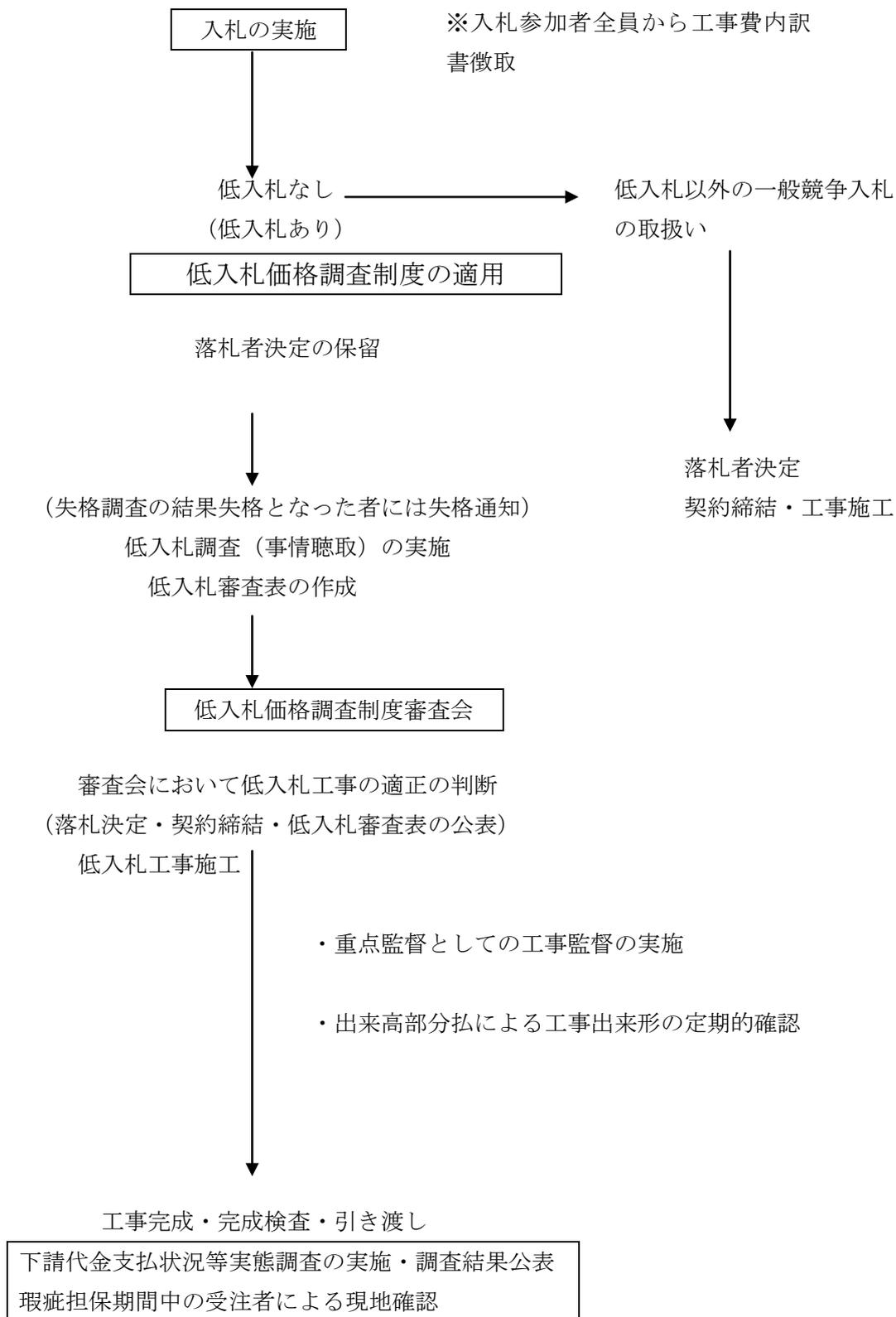
なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

2 4の「安全訓練等に要する費用」（公共建築工事積算基準では「労務管理費」を含む。）とは現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用であり、「法定福利費」とは、現場従業員及び現場労働者に関する労働災害保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額である。

3 5の「記載内容が不明瞭な場合」とは、たとえば、「その価格により入札した理由」として「自社保有の機械が有効に活用できる。」（これは、「経費節減が図られた理由」に該当する。）と、「経費節減が図られた理由」として「恒常的に取引のある資材購入先及び下請業者の全面的協力により低価格での調達が可能。」（理由が具体的でなく、下請業者等に無理強いしている可能性も排除できない。）と記載しているような場合に該当する。

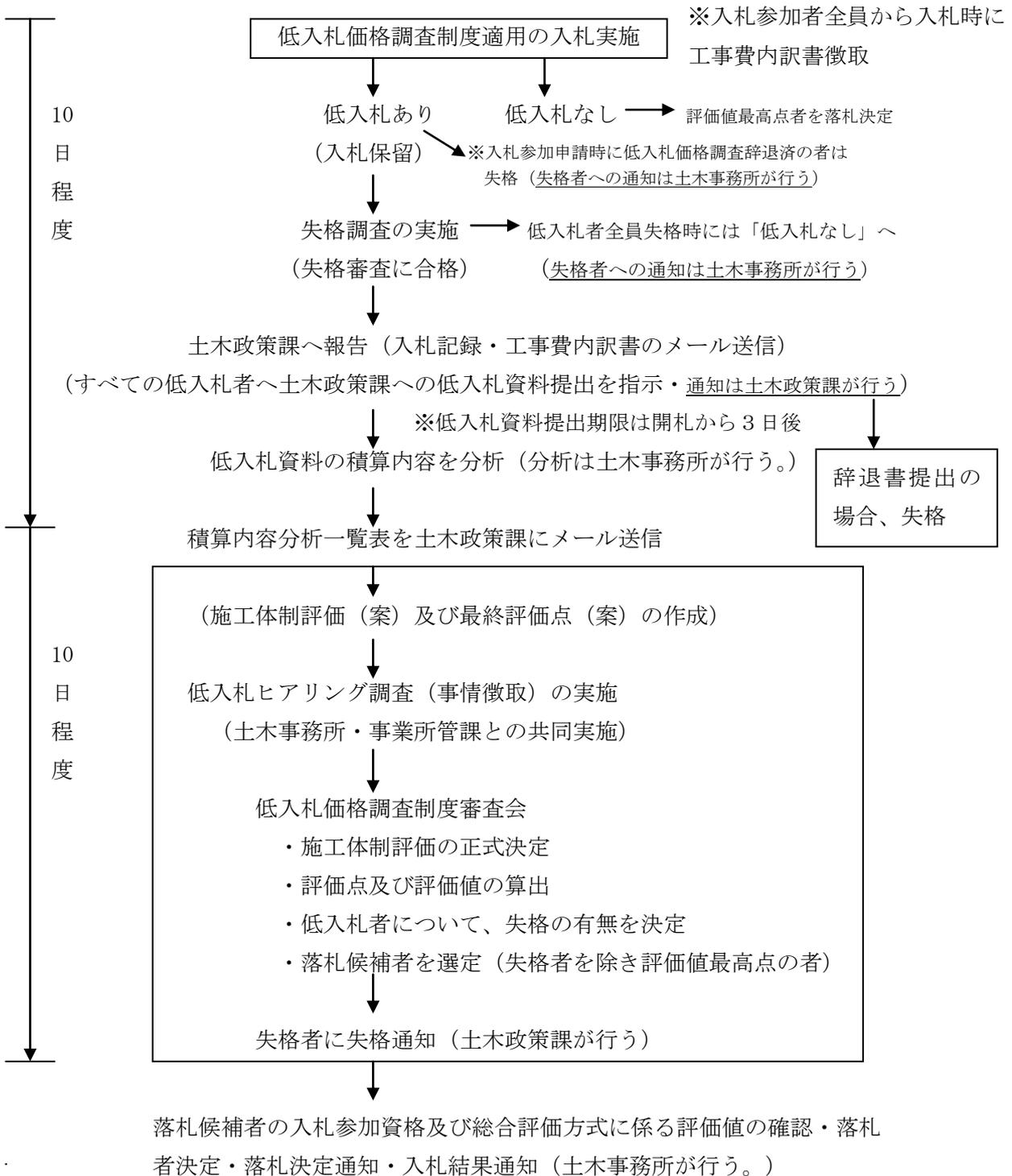
4 10は、低入札調査の実施によって低入札でない工事に比べて契約締結日が遅れる、下請予定業者の見積書において法定福利費が計上されていない等の場合をいう。

建設工事低入札価格調査制度取扱い事務の流れ



別記 4

土木事務所における施工体制確認型総合評価方式の事務処理フロー



注 1 □枠内は土木政策課の担当業務であること。

2 土木部以外の部局にあつては、土木政策課は事業所管課に読み替えること。